

## ～ 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例について ～

鳩山町では、無秩序な土砂の埋立て等が頻繁に行われたことから、平成5年に「環境保全条例」を制定し、町独自の規制を行ってきたところです。近年においては、県内各地で無秩序な土砂のたい積が行われ、周辺住民に不安を与えるとともに生活環境の悪化を招くなどの社会問題が多発しています。

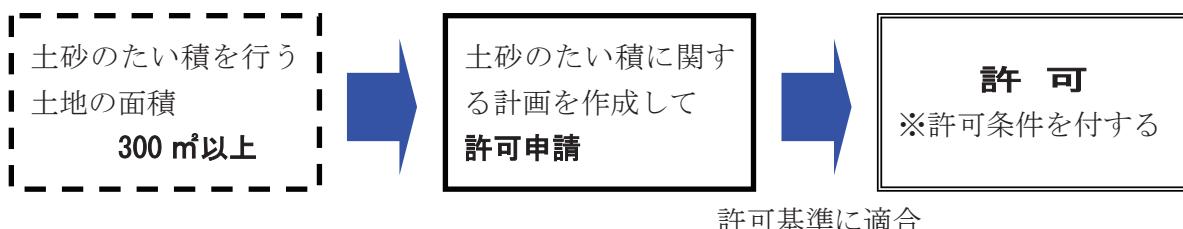
このため、埼玉県では昨年2月に「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を施行し、建設残土の流通監視やたい積による災害の発生防止、汚染土のたい積禁止等の規制を行っています。本町でも県条例との整合性を図りながら、環境保全条例の見直しを進め、県条例と同様に土砂の搬入を伴う「たい積、埋立て、盛土（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）」の規制強化を図るため、環境保全条例の当該部分を抜き出し、新たに**「鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例」を制定し、平成16年4月1日から施行されました。**

規制対象となる行為は、土地の面積が300m<sup>2</sup>以上で土砂を用いての土地の埋立てや盛土を行う行為、ストックヤード等に土砂をたい積している行為となります。また、建設工事等から発生する残土を含めた土砂を対象にしていることから、土砂であればその質や有価物か無化物かなどは問わず、一時的なたい積であっても対象となります。

### 1 土砂のたい積（埋立て、盛土）の許可手続き

#### （1）土砂のたい積の許可手続き

土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域の面積が300m<sup>2</sup>以上のときは、土砂のたい積に関する計画を定め、町長の許可を受けなければなりません。



#### 許可の基準

- 1 土砂の流出、崩壊等その他の災害を防止するうえで、規則に定める基準に適合すること（土砂のたい積の基準）
  - (1) たい積の完了時及び最大たい積時においての土砂の高さ、のり面の勾配
  - (2) 排水施設、擁壁、その他の施設
  - (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置
- 2 許可申請者及び元請負人の資力・信用
- 3 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること

## (2) 土砂のたい積の許可手続きの適用除外

- ①土砂のたい積に係る土地の区域の面積が 300 m<sup>2</sup>未満の土砂のたい積
- ②土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積で、当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- ③法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則に定めるものに係る行為として行う土砂のたい積であって、規則の定めるところにより町長に届け出たもの  
【例】道路法、農地法、土地区画整理法、宅地造成等規制法、河川法、都市計画法 等
- ④国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う土砂のたい積  
【例】都市基盤整備公団、土地改良区、土地区画整理組合 等
- ⑤災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積
- ⑥法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積
- ⑦運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積
- ⑧土地改良プラントその他の施設の敷地内において、当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積
- ⑨採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積

## 2 土砂のたい積を行う者の責務及び土地所有者、管理者又は占有者の責務

### ①土砂のたい積を行う者の責務

- イ たい積に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂のたい積を行う土地周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。
- ロ 土砂のたい積に伴い苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

### ②土地所有者、管理者又は占有者の責務

- イ 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、無秩序な土砂のたい積により、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。
- ロ 土地所有者等は、土砂のたい積を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂のたい積により、土砂の流出、崩壊等の災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂のたい積を行う者に対して、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

### 3 土砂のたい積（許可）の基準

#### ①土砂のたい積の完了時及び最大たい積時において、たい積する土砂の高さ並びにのり面の勾配に関する基準

イ 土砂の高さ（※）は2m（土砂のたい積の目的から必要があると町長が認めた場合で、土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果、土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値）以内であること。

※土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあっては、その隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては、擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差）

ロ 土砂のたい積により生ずるのり面（※）の勾配は、垂直1mに対する水平距離が2mの勾配（土砂のたい積の目的から必要があると町長が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果、土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂のたい積により生じたのり面の勾配）以下であること。

※擁壁に覆われたのり面を除く

#### ②排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

イ 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されていること。

ロ 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準（※）に適合するものであること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

ハ 拥壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第5条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

ニ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

#### ③地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講すべき措置に関する基準

イ 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

ロ 垂直1mに対する水平距離4m以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

ハ 土砂のたい積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。

ニ 土砂のたい積に係る土地の周囲と隣接地との保安距離が、土砂の流出等を考慮し

1 m以上保たれていること。

- ホ 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。
- ヘ 土砂のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。
- ト 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

#### ※下水道法施行令第8条

第2号 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第3号 排水施設は、陶器、コンクリート、レンガその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものと/or/ことができる。

第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

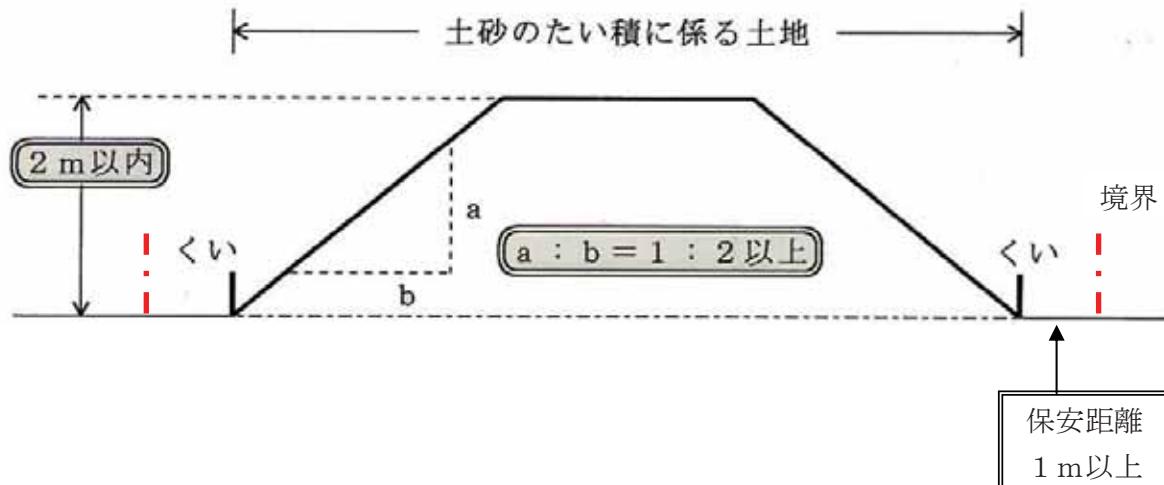
ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第9号 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

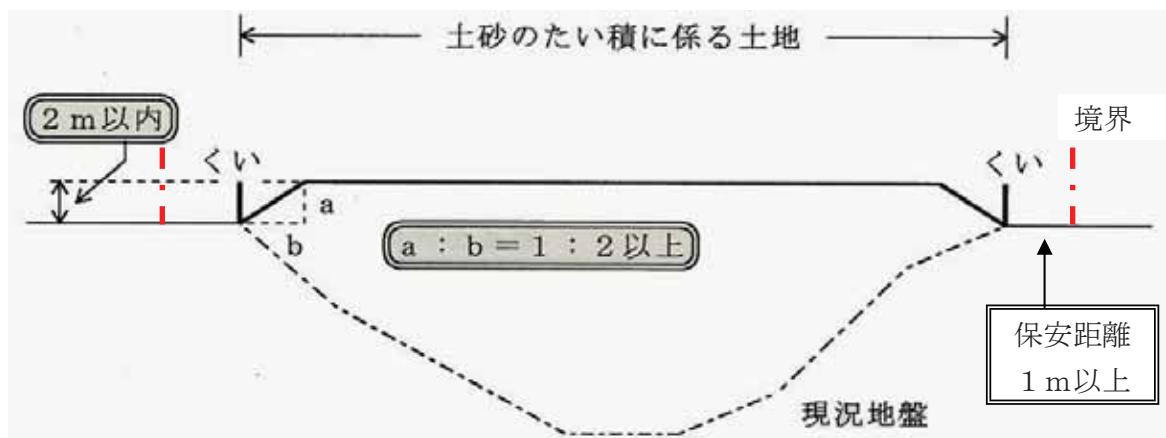
第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さ15cm以上のどろたけを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

#### 4 土砂のたい積の標準断面図

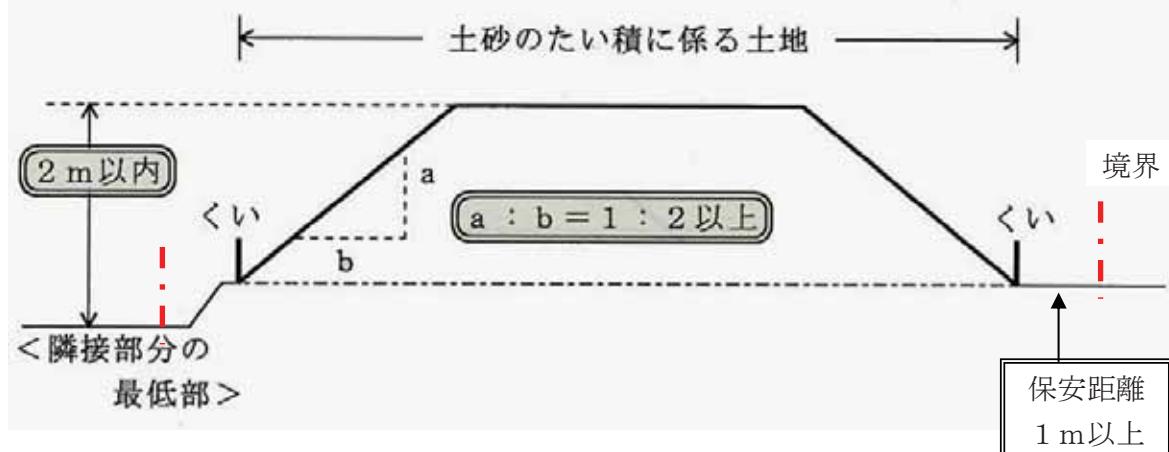
(1) 一般的なたい積



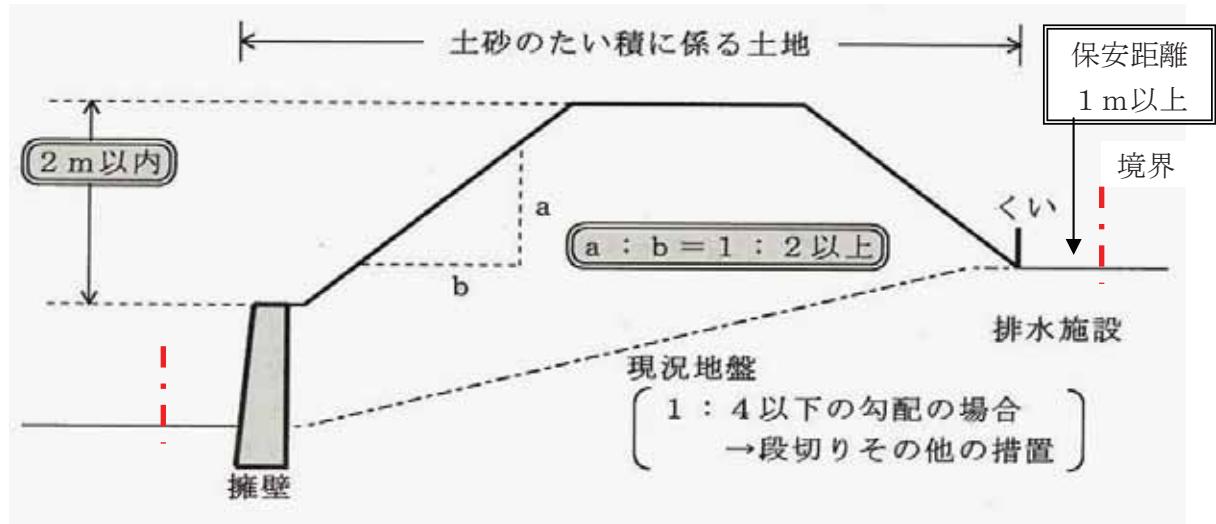
(2) 穴等の埋立ての場合



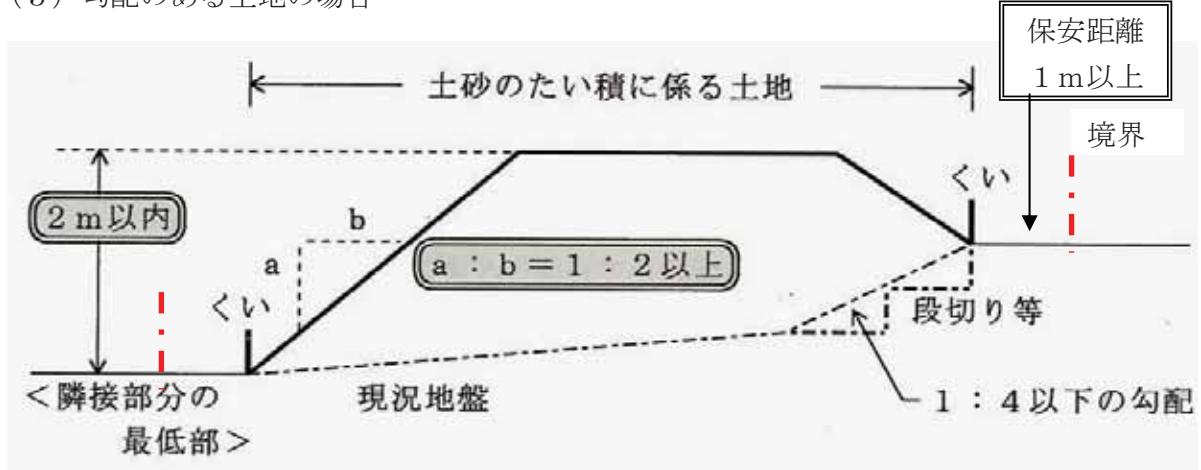
(3) 隣接する土地との間に高低差がある場合



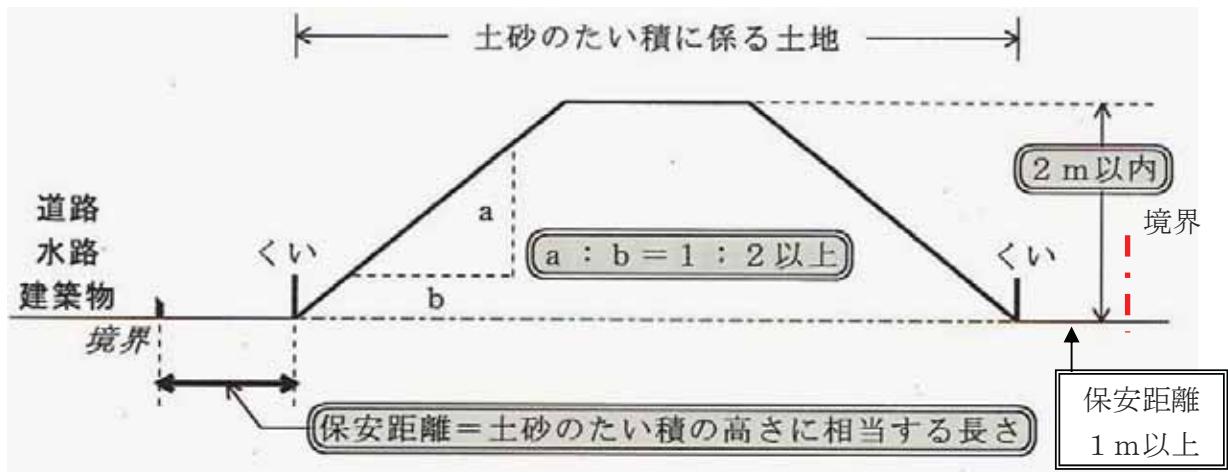
(4) 擁壁を用いる場合



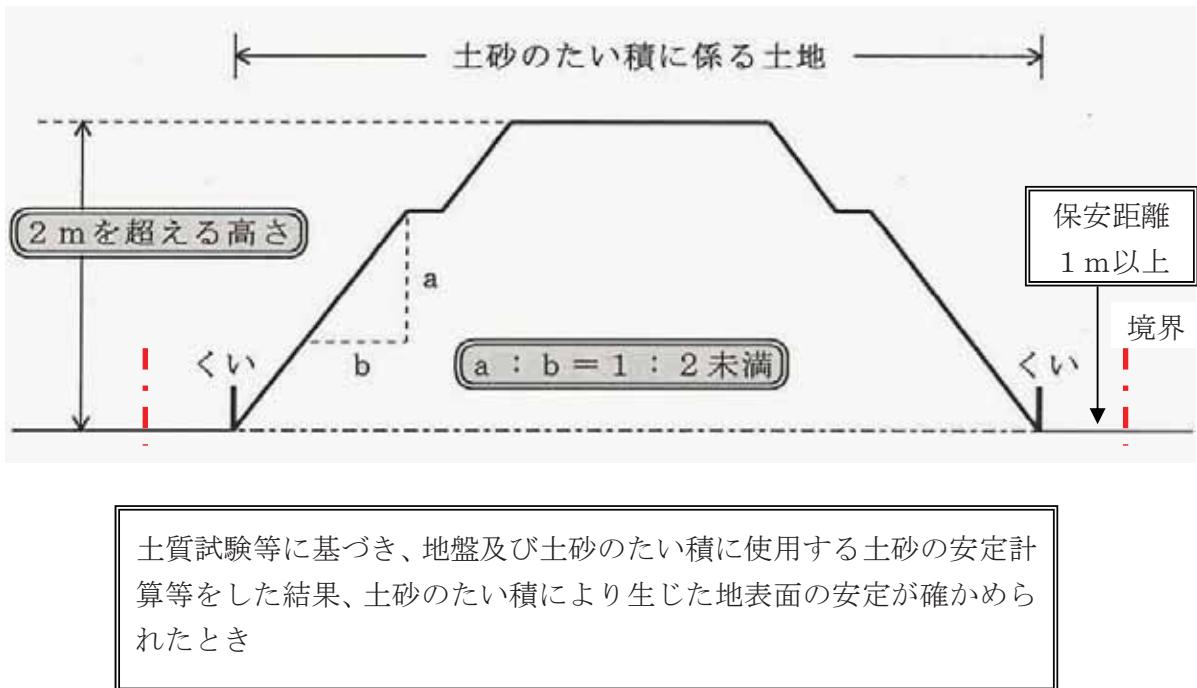
(5) 勾配のある土地の場合



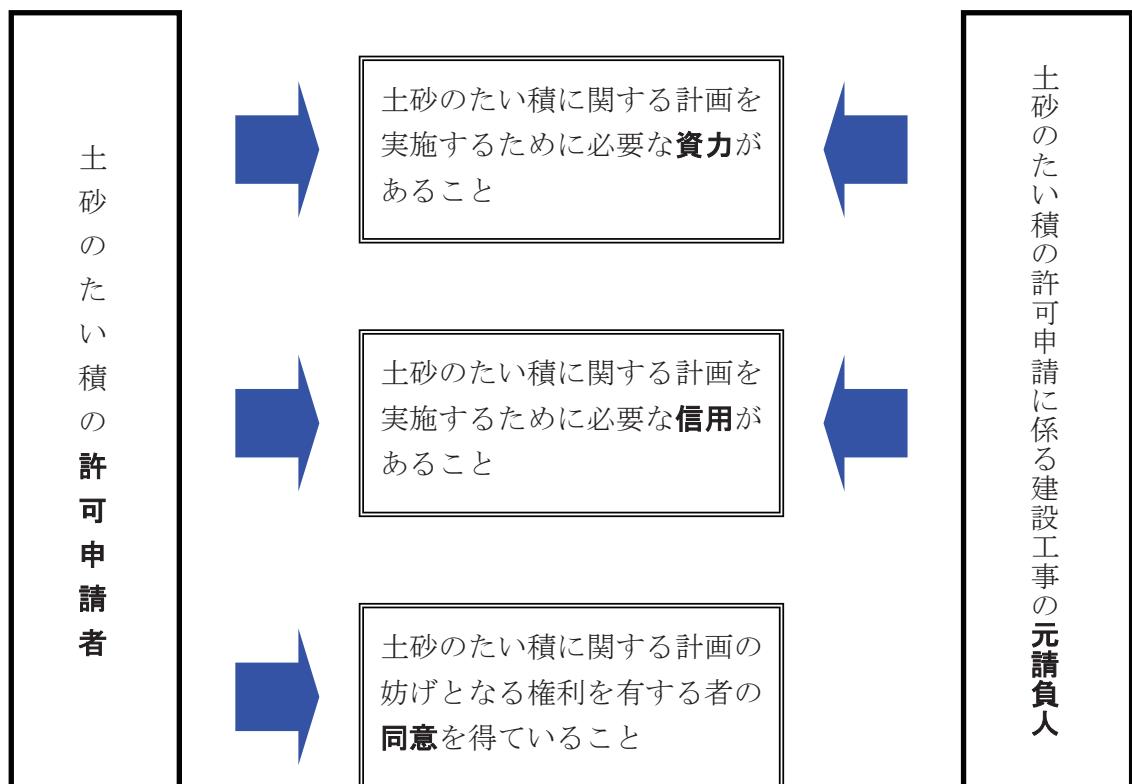
(6) 周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合



(7) 土砂のたい積の目的から必要があると町長が認めた場合



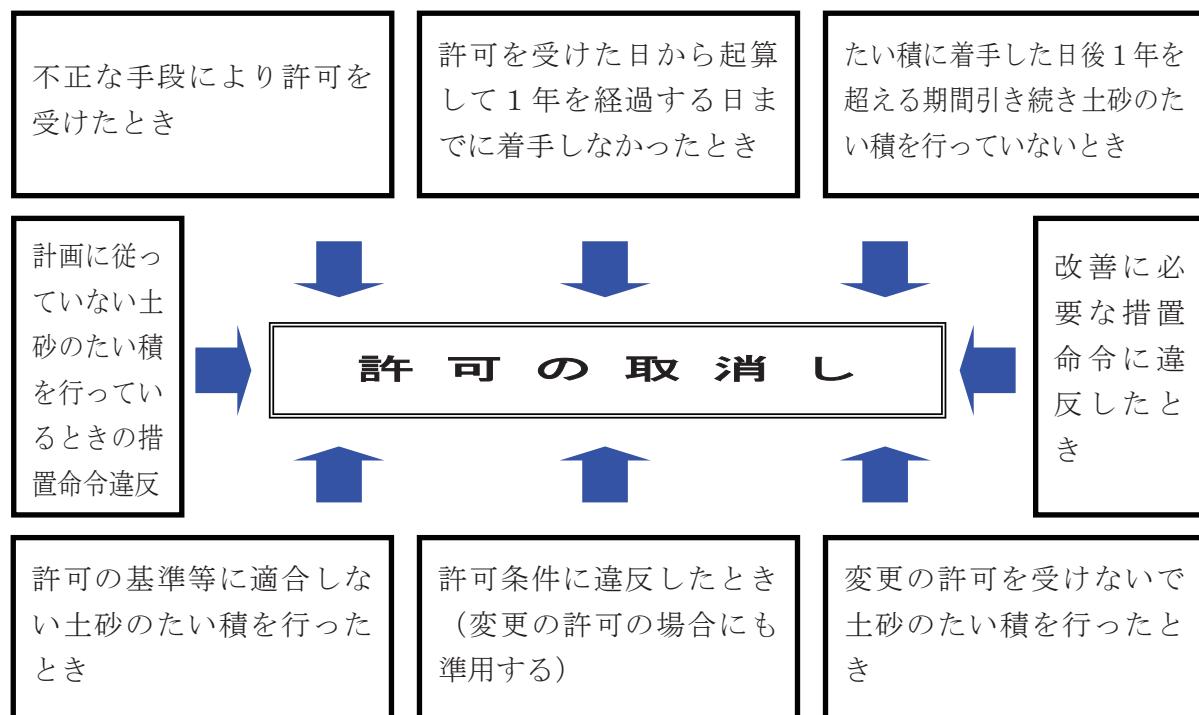
## 5 たい積に係る基準以外の許可基準



## 6 土砂のたい積に係る変更の許可等

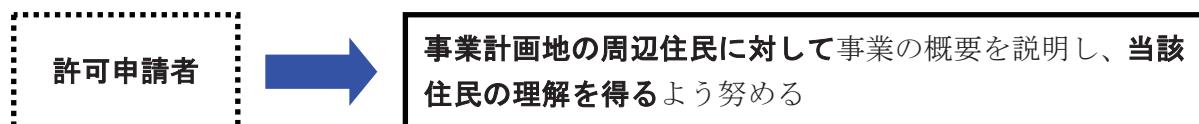
| 許可等の種類        | 許可等の必要な場合   | 届出等の時期                   |
|---------------|---|--------------------------|
| 変更の許可申請       | 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積、土砂のたい積の目的、土砂のたい積に係る工事の元請負人（計画を定める者から直接工事を請け負った者をいう。）、土砂の搬入車両台数（1日当たり）、排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止するためによる措置、災害、事故等の防止のためにとる措置、土砂のたい積を行う期間の場合          | 変更をしようとするときは、許可を受けることが必要 |
| 変更の届出         | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名   | 遅滞なく                     |
|               | 最大たい積時において土砂のたい積に用いる土砂の数量、周囲の生活環境の保全のための方策、最大たい積時における土地の形状、土砂のたい積の完了時における土地の形状のうち、変更後の土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差が減少することとなるもの又は変更後の土砂のたい積により生ずるのり面の勾配が緩和されることとなるもの | あらかじめ                    |
| 着手の届出         | 土砂のたい積に着手したとき   | 10日以内                    |
| たい積に係る土地の汚染調査 | 900 m <sup>2</sup> 以上の場合、土砂のたい積に着手した日から6月ごと及び完了又は廃止のとき、土砂のたい積を行った土地について900 m <sup>2</sup> ごとに1地点以上  | 調査結果入手次第<br>届出           |
|               | 300 m <sup>2</sup> 以上 900 m <sup>2</sup> 未満の場合、完了又は廃止のとき 1地点以上  |                          |
| 完了等の届出        | 土砂のたい積を完了した場合又は土砂のたい積を廃止した場合  | 10日以内                    |

## 7 土砂のたい積の許可の取消し

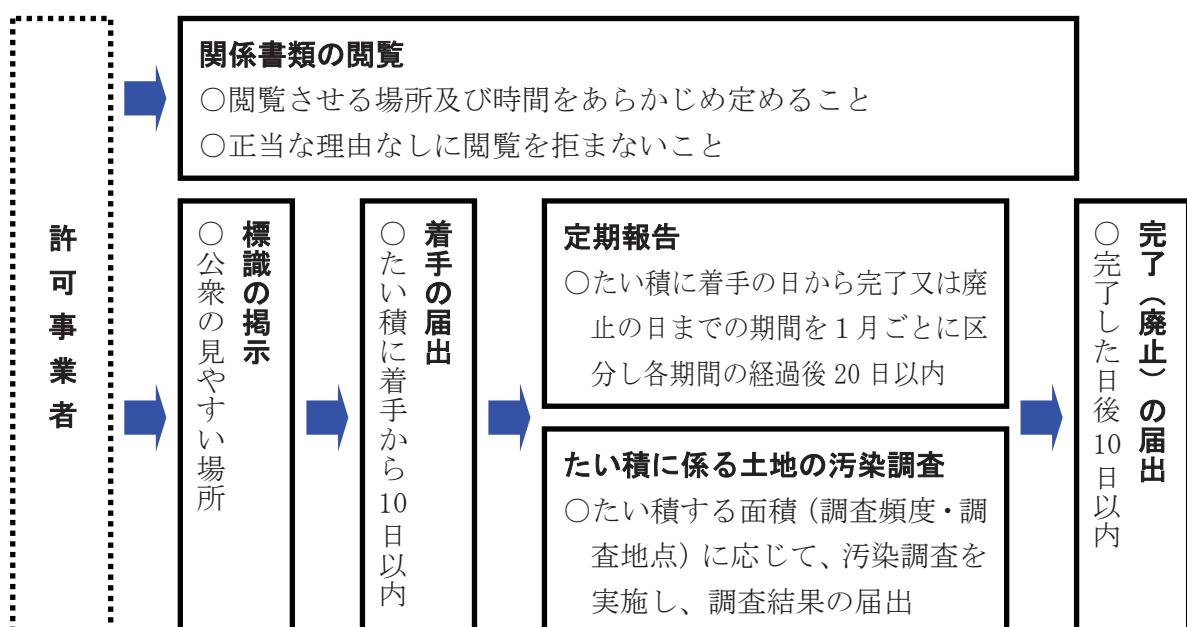


## 8 許可申請者、許可事業者の責務

### (1) 許可申請者



### (2) 許可事業者



## 9 土壌基準の遵守

| 有害物質の種類         | 土壌溶出基準                             | 土壌含有基準       |
|-----------------|------------------------------------|--------------|
| カドミウム及びその化合物    | 0.01mg/L以下                         | 150mg/kg以下   |
| 六価クロム及びその化合物    | 0.05mg/L以下                         | 250mg/kg以下   |
| シアン化合物          | 検出されないこと                           | 50mg/kg以下    |
| 水銀及びその化合物       | 0.0005mg/L以下 かつ検液中にアルキル水銀が検出されないこと | 15mg/kg以下    |
| セレン及びその化合物      | 0.01mg/L以下                         | 150mg/kg以下   |
| 鉛及びその化合物        | 0.01mg/L以下                         | 150mg/kg以下   |
| 砒素及びその化合物       | 0.01mg/L以下                         | 150mg/kg以下   |
| ふっ素及びその化合物      | 0.8mg/L以下                          | 4000mg/kg以下  |
| ほう素及びその化合物      | 1mg/L以下                            | 4000mg/kg以下  |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L以下                        | —            |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L以下                        |              |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.02mg/L以下                         |              |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下                         |              |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L以下                        |              |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L以下                         |              |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L以下                         |              |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L以下                            |              |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L以下                        |              |
| トリクロロエチレン       | 0.03mg/L以下                         |              |
| ベンゼン            | 0.01mg/L以下                         |              |
| P C B           | 検出されないこと                           |              |
| シマジン            | 0.003mg/L以下                        |              |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L以下                         |              |
| チウラム            | 0.006mg/L以下                        |              |
| 有機りん化合物         | 検出されないこと                           |              |
| ダイオキシン類         | —                                  | 1000pg-TEQ/g |

## 10 許可事業者が行うたい積に係る土地の汚染調査

### (1) 調査対象物質

①次の有害物質（9物質）の土壤含有量調査

カドミウム及びその化合物  
六価クロム及びその化合物  
シアノ化合物  
水銀及びその化合物  
セレン及びその化合物  
鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物  
ふつ素及びその化合物  
ほう素及びその化合物

②町長が許可事業者に通知した場合は、①の有害物質の土壤溶出量調査

③町長が許可事業者に通知した場合は、①以外の有害物質

### (2) 調査試料の採取地点

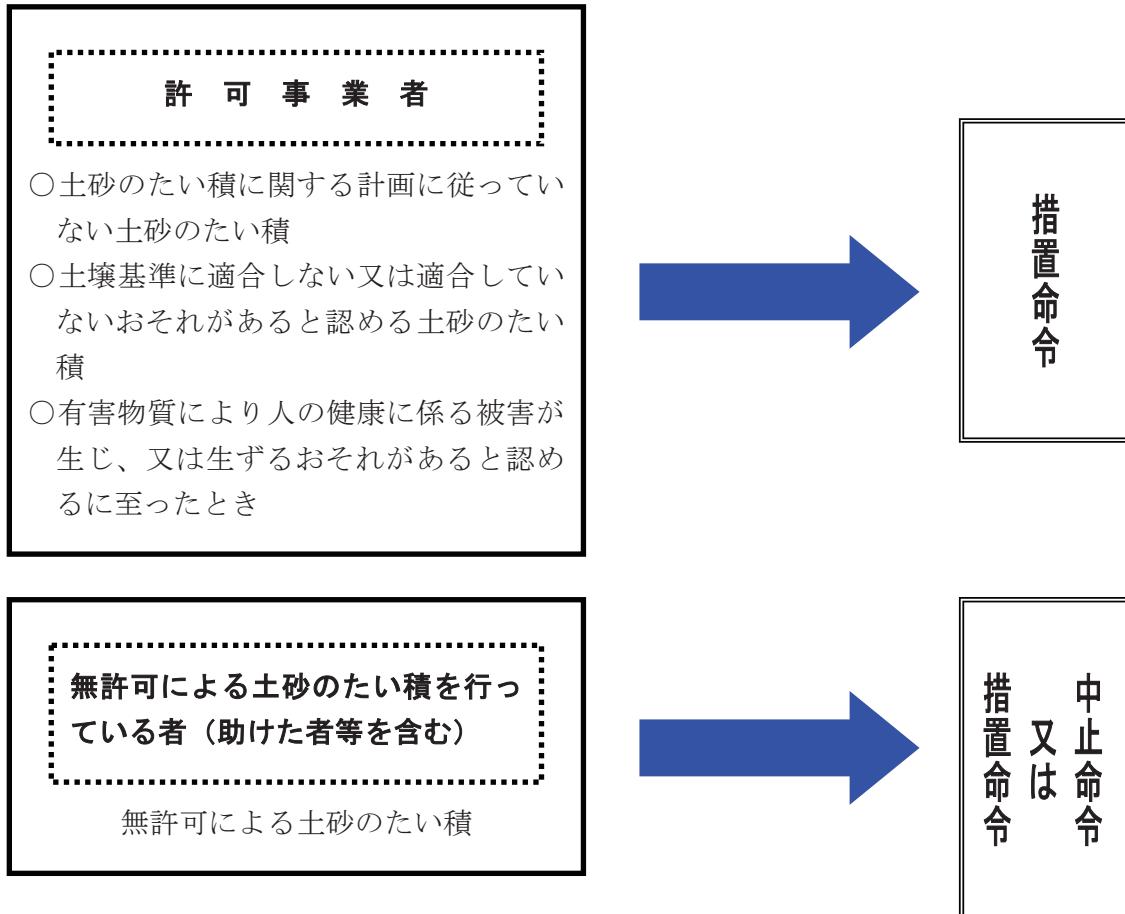
| 土砂のたい積の許可に係る<br>土地の区域の面積                    | 調査頻度                                  | 調査地点数   |
|---|---------------------------------------|---|
| 900 m <sup>2</sup> 以上                       | 土砂のたい積に着手した<br>日から6月ごと及び完了<br>又は廃止のとき | 土砂のたい積を行った土地<br>について900 m <sup>2</sup> ごとに1地<br>点以上 |
| 300 m <sup>2</sup> 以上 900 m <sup>2</sup> 未満 | 完了又は廃止のとき                             | 1地点以上   |

### (3) その他

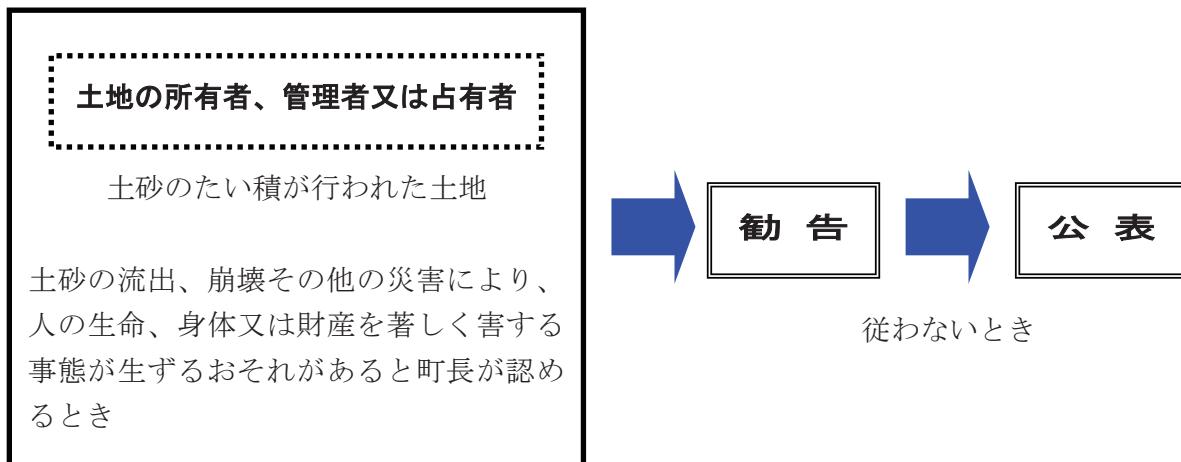
特定有害物質にあっては、土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあっては、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準（土壤の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

## 11 命令等

### (1) 命令



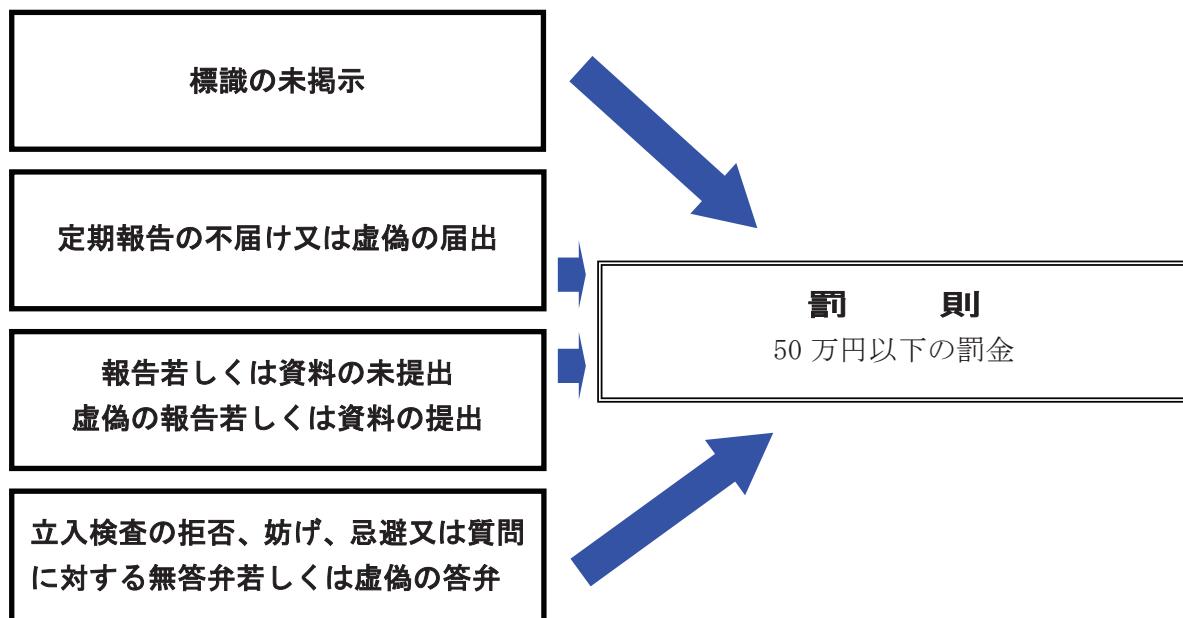
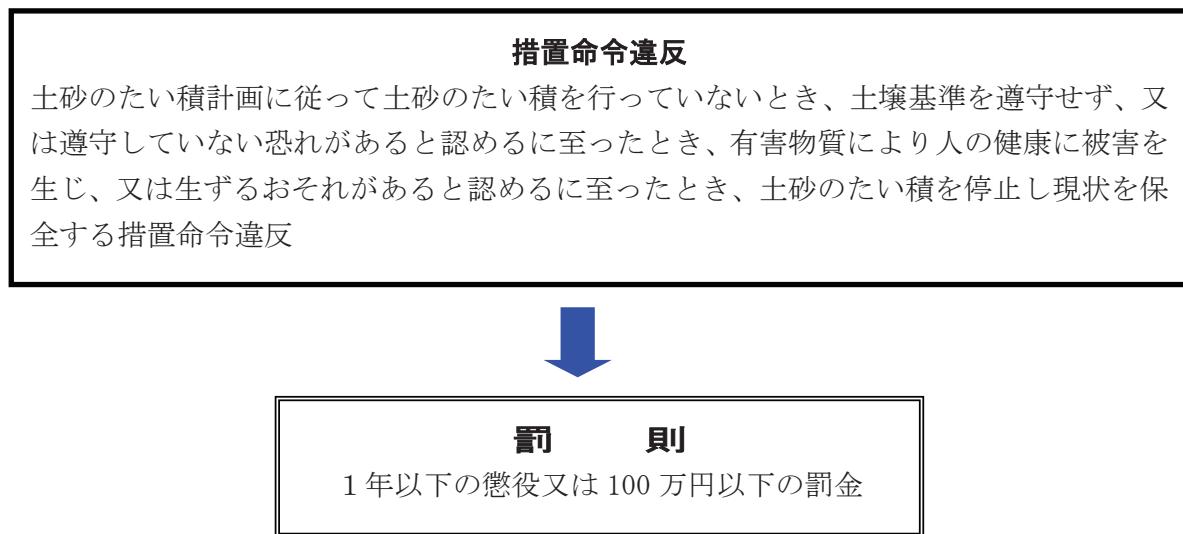
### (2) 励告

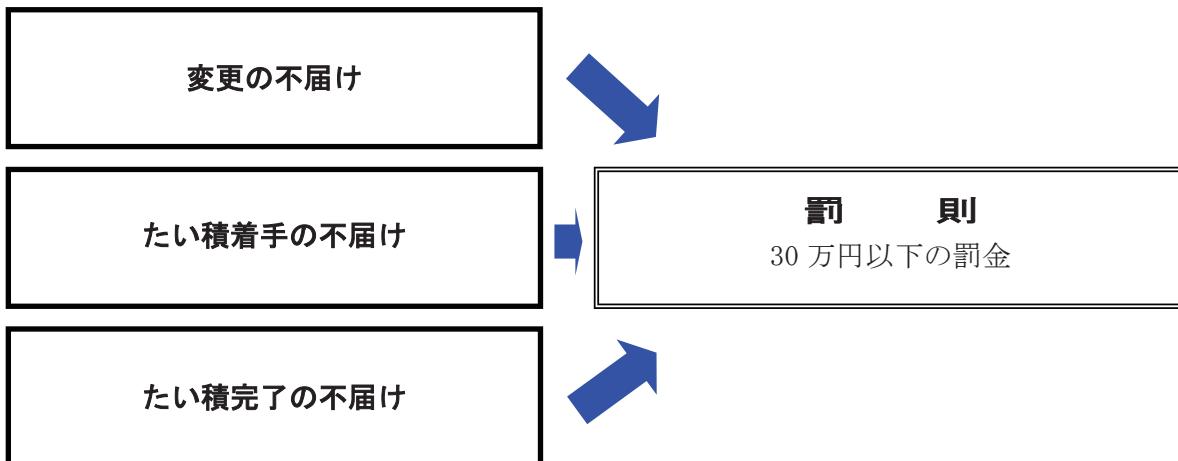


## 12 環境保全審議会への諮問

町長は、許可の取消しをするとき及びこの条例の重要な事項について変更をするときは、環境保全審議会に諮問し、意見を聴かなければならない。

## 13 罰則





## 14 書類の提出等

### (1) 書類の提出先

鳩山町役場 生活環境課窓口

鳩山町大字大豆戸 184-16

### (2) 書類の提出部数

正副 2 部

## 15 お問い合わせ

### 鳩山町役場 生活環境課

所 在 地：〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16

電 話：049-296-5894（直通）

フアックス：049-296-2594

E メ ー ル：h230@town.hatoyama.saitama.jp

ホーミュページ：<http://www.town.hatoyama.saitama.jp>